

平成 28 年度 住民税の主な改正点

掲載内容（目次）

| | |
|--|---|
| 1. 個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の見直し..... | 1 |
| (1) 仮特別徴収税額の算定方法の見直し（仮特別徴収税額の平準化）..... | 1 |
| (2) 転出や税額変更があった場合の特別徴収継続の見直し..... | 2 |
| 2. 公的年金に係る確定申告不要制度の改正..... | 2 |
| 3. 「ふるさと寄附金（ふるさと納税）」に係る改正..... | 2 |
| (1) 所得税の最高税率引上げに伴う「ふるさと寄附金」に係る特例控除額の算定方法の改正..... | 2 |
| (2) 特例控除額の拡充（特例控除限度額の引上げ）..... | 2 |
| (3) 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設..... | 3 |
| 4. 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の延長..... | 3 |

1. 個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の見直し

適用範囲：平成 28 年 10 月 1 日以降に実施する特別徴収から適用

(1) 仮特別徴収税額の算定方法の見直し（仮特別徴収税額の平準化）

公的年金特別徴収における徴収税額の平準化を図るため、仮特別徴収税額を「前年度分の公的年金等に係る所得割額と均等割額の合算額（年税額）の2分の1に相当する額とする」こととされました。

| | 仮徴収 | | | 本徴収 | | |
|-------|--------------------|----|----|------------------|-----|----|
| | 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 【改正前】 | 前年度分の本徴収額 ÷ 3 | | | (年税額 - 仮徴収額) ÷ 3 | | |
| 【改正後】 | (前年度分の年税額 ÷ 2) ÷ 3 | | | (年税額 - 仮徴収額) ÷ 3 | | |

<例>

65歳以上の夫婦世帯

(夫の個人住民税額 = 60,000円 (所得割額: 54,000円、均等割額: 6,000円)、妻は非課税)

| 年度 | 年税額 | 【改正前】 | | 【改正後】 | |
|-----|--------------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 仮徴収 | 本徴収 | 仮徴収 | 本徴収 |
| N | 60,000円 | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 |
| N+1 | 36,000円 (医療費控除の増等) | 10,000円 | 2,000円 | 10,000円 | 2,000円 |
| N+2 | 60,000円 | 2,000円 | 18,000円 | 6,000円 | 14,000円 |
| N+3 | 60,000円 | 18,000円 | 2,000円 | 10,000円 | 10,000円 |

一度生じた不均衡が平準化しない

年税額が2年連続で同額の場合平準化

(2) 転出や税額変更があった場合の特別徴収継続の見直し

見直し前の制度では賦課期日（1月1日）後に市町村の区域外に転出した場合や、特別徴収する額が変更された場合、公的年金からの特別徴収は停止（中止）され、普通徴収（納税通知書で納めていただく方法）に切り替わることとされていますが、年金所得者の納税の便宜や市町村における徴収事務の効率化の観点から、「**転出や税額変更があった場合においても一定要件の下、特別徴収を継続する**」こととされました。

2. 公的年金に係る確定申告不要制度の改正

適用範囲：平成27年分以後の所得税について適用

公的年金等に係る所得税の確定申告不要制度については、「**源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国で支払われる年金）の支給を受ける者は、この制度を適用できない**」こととされました。

3. 「ふるさと寄附金（ふるさと納税）」に係る改正

適用範囲：平成27年中に支出した地方公共団体への寄附金（「ふるさと寄附金」）による税額控除から適用

※（3）は、平成27年4月1日以後に行う「ふるさと寄附金」について適用

(1) 所得税の最高税率引上げに伴う「ふるさと寄附金」に係る特例控除額の算定方法の改正

平成27年分以後の所得税の最高税率が40%から45%に上げられたことに伴い、**平成28年度以後の寄附金税額控除に係る特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率を課税所得金額4000万円超の場合は45%とすること**とされました。

(2) 特例控除額の拡充（特例控除限度額の引上げ）

「ふるさと寄附金」に係る寄附金税額控除については、基本控除に加算される**特例控除額の上限を個人住民税の所得割額（調整控除後の所得割額）の10%から20%に拡充すること**とされました。

| | 特例控除額（「ふるさと寄附金」にのみ適用） |
|-------|--|
| 【改正前】 | (寄附金－2,000円) × (90%－0～40%〔所得税の限界税率〕※) 上限額：個人住民税所得割額の10% |
| 【改正後】 | (寄附金－2,000円) × (90%－0～45%〔所得税の限界税率〕※) 上限額：個人住民税所得割額の20% |

※ 平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となります。

<参考> 所得税率

| 課税所得金額 | 税率 | 速算控除額 | |
|-------------------------|-----|------------|------------------|
| ～ 1,949,000円 | 5% | 0円 | 改正なし |
| 1,950,000円～3,299,000円 | 10% | 97,500円 | |
| 3,300,000円～6,949,000円 | 20% | 427,500円 | |
| 6,950,000円～8,999,000円 | 23% | 636,000円 | |
| 9,000,000円～17,999,000円 | 33% | 1,536,000円 | |
| 18,000,000円～39,999,000円 | 40% | 2,796,000円 | |
| 40,000,000円～ | 45% | 4,796,000円 | 平成27年分以後の所得税から適用 |

(3) 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設

確定申告の不要な給与所得者等が、「ふるさと寄附金」を行った場合、所得税の確定申告を行わなくても、所得税・個人住民税の寄附金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

(注意) 以下の条件を全て満たしている場合にのみ適用となります。

- ・平成27年4月1日以後に行った「ふるさと寄附金」である。(※1)
- ・寄附を行う際、納税先の自治体に「寄附金税額控除等に係る申告特例申請書」を提出している。(※2)
- ・寄附先の団体数が5団体以内である。(※3)
- ・確定申告(住民税申告を含む)を行っていない。

※1 平成27年1月1日から平成27年3月31日までに行った「ふるさと寄附金」は、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の対象外となります。寄附金控除を受けるためには、平成27年4月1日以後に行った「ふるさと寄附金」も含めて全ての寄附金を確定申告する必要があります。

※2 特例の適用申請後に、転居による住所変更等、提出済の申請書の内容に変更があった場合、寄附を行った翌年の1月10日までに、納税先の自治体へ変更届出書を提出してください。

※3 同じ団体に複数回寄附をしても寄附先の団体は1となります。ただし、寄附するごとに適用申請は必要です。(同じ団体に2回寄附をした場合、申請書の提出も2回必要)

4. 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の延長

住民税における住宅借入金等特別税額控除について、居住年月日の適用期限が延長されました。

| | 【改正前】 | 【改正後】 |
|-------|---------------|--------------|
| 居住年月日 | 平成29年12月31日まで | 平成31年6月30日まで |

<参考> 住民税における住宅借入金等特別税額控除

| 居住年月日 | 控除額 | 限度額 |
|---|--|----------|
| 平成11年～平成18年 | 次のいずれか小さい金額 | 97,500円 |
| 平成21年～平成25年 | 1. 所得税の住宅ローン控除のうち所得税において控除しきれなかった金額 | |
| 平成26年1月～平成26年3月 | 2. 所得税の課税総所得金額等の5% | |
| 平成26年4月～平成31年6月 (注) 住宅に適用される消費税率が8%又は10%である場合に限り、それ以外の場合の控除限度額は、平成26年1月～3月と同様です。 | 次のいずれか小さい金額 1. 所得税の住宅ローン控除のうち所得税において控除しきれなかった金額 2. 所得税の課税総所得金額等の7% | 136,500円 |